

「車両誘導システム」事件  
(知財高判令和7年9月8日 令和6年(行ケ)第10086号<sup>1)</sup>)

概要

(1) 特許無効審判の審決取消訴訟において、分割要件違反を前提とする新規性欠如の無効理由が争点となった事例。

(2) 裁判所は、第7世代分割出願に係る本件特許について、その出願日が第5世代分割出願の分割要件違反(新規事項の追加)により第5世代分割出願の出願日までしか遡及しない結果、原出願の公開公報により新規性を欠くと判断した(特許庁審決を取り消し)。

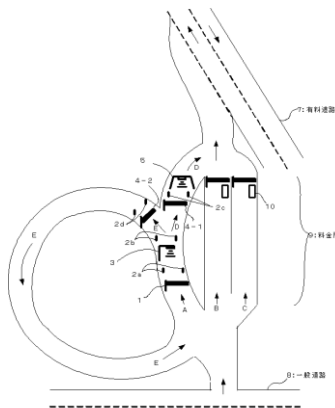
対象特許出願

(1) 第4世代分割出願(特願2014-89069号<sup>2)</sup>)の当初明細書等

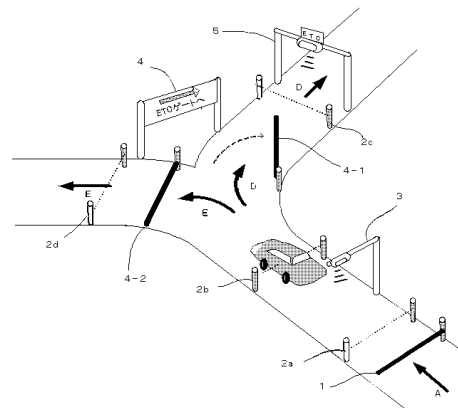
【請求項1】

一般道路と有料道路との間の料金所にETC専用レーンを有するインターチェンジに利用される車両誘導システムに於いて、

路側アンテナと車載器と間で通信不能又は通信不可が発生したとき、車両が前記ETC専用レーンから離脱しえる手段を設けたことを特徴とする、システム。



第4世代分割出願の第3図



第4世代分割出願の第4図

(2) 第5世代分割出願(特願2014-243621号<sup>3)</sup>)の特許請求の範囲

【請求項1】

一般道路から有料道路のパーキングエリア又はサービスエリアに向かう入口側のレーンに設けられたETC専用の入口料金所を有するスマートインターチェンジにおいて、

車両が前記入口料金所から離脱しえる手段として前記入口側のレーンの途中から分岐して前記一般道路に戻るレーンを設けることで、前記入口側のレーンを三叉路型レーンとし

、前記三叉路型レーンにおける分岐前の一カ所と分岐した先の左右二カ所とのそれぞれに、遮断機を設け、前記分岐前の前記入口側のレーンに設けられた車両検知装置により車両が検知されることを契機として、それまで閉じていた前記分岐した先の左右二カ所の前記遮断機的一方は閉じたままで他方が開くことを特徴とする、スマートインターチェンジ。

<sup>1</sup> <https://www.courts.go.jp/hanrei/94684/detail8/index.html>

<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2014-089069/10/ja>

<sup>3</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-2014-243621/10/ja>

## 裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、第4世代分割出願当初の明細書等に開示された発明では、①ETCを利用できない車両がETC車専用レーンに進入した場合に、当該車両を分岐レーンを走行させて戻すという事項、および、②その対象となる車両は、ETC車載器と路側アンテナとの無線通信が可能か否かにより判定するという事項が、渋滞や後続車との衝突の危険という課題を解決するために必須の構成であると認定し、その上で以下の引用のとおり、第5世代分割出願に係る発明は新たな技術的事項を導入するものであると判断した。

### (4) 新たな技術的事項の導入について

上記(3)イのとおり、第4世代当初明細書等には、車両誘導システムの発明において、①ETCを利用できない車両がETC車専用レーンに進入した場合に、当該車両を、分岐レーンを走行させて戻すという事項、及び、②戻す対象となる車両は、ETC車載器と路側アンテナとの無線通信が可能か否かにより判定するという事項が、必要不可欠な構成として記載されていると認められる。すなわち、第4世代当初明細書等には、上記①及び②を必須の構成としない技術思想は、開示されていないというべきである。

これに対し、上記(2)ウのとおり、第5世代各発明は、一般道路から有料道路のパーキングエリア若しくはサービスエリアに向かう入口側のレーンの途中から分岐する一般道路に戻るレーン、又は有料道路のパーキングエリア若しくはサービスエリアから一般道に向かう出口側のレーンの途中から分岐するパーキングエリア若しくはサービスエリアに戻るレーンを設けた三叉路型レーンにおいて、分岐した先の左右2か所の遮断機の開閉に関して、判定手段を特定しないことで、ETCシステムの路側アンテナと車載器との間の無線通信の不能又は不可が発生しているかの判定を伴うことに限らない任意の基準・方法によって、遮断機の一方は閉じたままで他方が開いて、本レーンをそのまま走行するか、分岐レーンに進むかを誘導するという新たな技術的事項を導入するものであり、①分岐レーンを走行させて車両を戻す場合についての限定がなく、②戻す対象となる車両を判定する方法についての限定もないのであるから、これら2点の構成において、第4世代明細書等に記載された必須の構成を、無限定に上位概念化させていることとなる。

したがって、第5世代各発明は、第4世代当初明細書等の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で、新たな技術的事項を導入するものというべきである。（下線は筆者による。）

## まとめ

本事案では、親出願の明細書等の記載から必須の構成と認められる構成要素を削除する上位概念化が新規事項の追加に当たると判断された。分割出願は競合製品を技術的範囲に属させるべく限定を外すためにしばしば活用されるが、その上位概念化や拡張の度合いが著しく、分割ツリーの途中の特許出願が新規事項の追加に当たると判断された場合には、それ以降の出願の新規性が原出願の公開公報により否定されるリスクを認識させる事例であると考え、ここで取り上げた。

分割要件違反により出願日の遡及効を喪失する可能性を評価し、複数の系統に分けて分割出願を係属させるなど、戦略的な分割ツリーの構築が求められる。また、原出願の明細書等の作成段階において、各構成要素が独立して機能するバリエーションを記載したり、一部の処理を非実施としてもよい旨を記載したりするなど、将来の柔軟な分割出願を可能にするための多様な実施形態を含めておくことが望ましいといえる。

**キーワード** 特許、分割出願（44条）、新規事項の追加

[担当] 深見特許事務所 田中 康太

### [注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。